平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九七九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九七八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九七八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九七七

二十一　昭和二十五年四月二日以後に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三七
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九九〇
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九七九
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九七八
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九七八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九七七

別表第二（第七条の二関係）

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二三一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二四一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六八
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二七四
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇〇
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和二十一年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和二十二年四月二日から昭和二十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和二十三年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和二十四年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇四
昭和二十五年四月二日以後に生まれた者	一・三〇四

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「平成十三年統合法」という。）附則第三十一条から第四十四条までにおいて規定する特例退職共済年金、特例障害共済年金、特例遺族共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例障害年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金及び特例老齢農林年金の額の算定については、なお従前の例による。

3　平成二十八年四月から平成二十九年三月までの月分の平成十三年統合法附則第三十一条第一項に規定する特例退職共済年金、平成十三年統合法附則第三十八条第一項に規定する特例退職年金及び平成十三年統合法附則第三十九条第一項に規定する特例減額退職年金の支給の停止については、なお従前の例による。

農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。